

利用者のために（平成27年基準）

1 調査の目的

農業物価統計調査（以下「調査」という。）は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的としている。

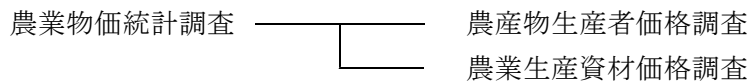
2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

(1) 農産物生産者価格調査

農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）

(2) 農業生産資材価格調査

農業生産資材を販売する小売店等

6 調査の対象（選定方法）

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査都道府県

調査都道府県は、調査品目ごとに平成26年及び平成27年における青果物卸売市場調査、畜産物流通調査等の結果を用い、当該品目の出荷量の多い都道府県から順次配列し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%以上となる都道府県とした。

イ 調査市町村

調査市町村は、調査品目ごとに平成26年及び平成27年の農林水産関係市町村別統計等の結果を用い、調査都道府県別に当該品目の出荷量の多い市町村から順次配列し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量の80%までの市町村の中から、出荷量の多い市町村を有意に選定した。

ウ 調査対象者

調査対象者は、調査品目ごとに各調査市町村に所在する農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）の中から、取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、当該市町村における代表的な農産物の価格が調査できる出荷団体等を有意に選定した。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査都道府県

調査都道府県は、調査品目ごとに出回りがある都道府県とした。

イ 調査対象者

調査対象者は、調査品目ごとに各調査都道府県に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力をもち、当該都道府県における代表的な農業生産資材の価格が調査できる小売店等を有意に選定した。

7 調査期間

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査月

調査月は、調査品目ごとに平成26年及び平成27年の出荷量の多い月から順次加算し、原則として累積出荷量が年間出荷量の80%以上となる月とした。

イ 調査日

農産物（野菜を除く。）の調査日は、毎月15日現在とした。また、野菜の調査日は、毎月5日及び15日現在とした。ただし、各調査日において調査不可能な場合には、各調査日になるべく接近した調査が可能な日を調査日とした。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査月

調査月は、季節品目（出回り月が限られている調査品目）を除き、毎年1月から12月までとし、季節品目については、基準時（平成27年）の当該品目の出回り期間を考慮し定めた。

イ 調査日

調査日は毎月15日現在とした。ただし、調査日において調査不可能な場合には、調査日になるべく接近した調査が可能な日を調査日とした。

8 調査事項（項目）

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査品目

調査品目は、平成27年農業産出額の総額に占める農産物の指数採用品目の累積割合がおおむね90%をカバーする品目及び行政施策上重要な品目とした（129品目）。

イ 調査銘柄

調査銘柄は、全国的な取引量を基に品目における代表性、調査の継続性等を考慮して指定した。

ウ 調査単位

調査単位は、各調査品目の全国を通じた通常の出荷単位等を考慮して定めた。

エ 調査価格

調査価格は、農業経営体（農家）が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）からその出荷・販売に要した経費（消費税を含む。）を控除した価格である。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査品目

調査品目は、農業経営において使用割合が高い品目及び行政施策上重要な品目とした（162品目）。

なお、ガソリン、灯油及びパーソナルコンピューターの3品目については、総務省「消費

(イ) 月別価格指数の算出に用いるウェイト

a 農産物

農産物の月別価格指数の算出に用いるウェイトは、次の方法により作成した。

なお、具体的な農産物の月別価格指数の算出に用いるウェイトについては、[参考]「農産物の品目別月別ウェイト」を参照。

(a) 類別ウェイトは、年平均価格指数の算出に用いるウェイトを年間を通じて固定したものとした。

(b) 品目別ウェイトは、年平均価格指数の算出に用いる品目別のウェイトを全国年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウェイトの比率に応じて月別に配分した値を基に、月ごとの類別ウェイトを品目別に配分して算出する。

なお、「麦」、「雑穀」及び「豆」については、それぞれの類に属する全ての品目で調査を行わない（出回りのない）期間があるが、その期間も類別価格指数を算出する必要があるため、当該期間の品目別ウェイトには年平均価格指数の算出に用いるウェイトを使用した。

b 農業生産資材

農業生産資材の月別価格指数の算出に用いるウェイトは、季節品目を含め年平均価格指数の算出に用いるウェイトを年間を通じ固定して使用した。

オ 基準時及び基準時価格

(ア) 基準時

基準時は、平成27年（暦年）の1か年とした。

(イ) 基準時価格

基準時価格は、農業物価統計調査による平成27年の年平均価格である。

カ 算式

指数の算式は、ラスパイレス式（基準時加重相対法算式）である。

(ア) 月別価格指数（全国）

a 品目別価格指数

$$I_{t u i} = \frac{P_{t u i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t u i}$ … t年 u月における i 品目の価格指数
 $P_{t u i}$ … t年 u月における i 品目の価格
 $P_{0 i}$ … i 品目の基準時価格

b 総合（類別）価格指数

$$I_{t u} = \frac{\sum_i I_{t u i} \cdot W_{u i}}{\sum_i W_{u i}}$$

$I_{t u}$ … t年 u月における総合（類別）価格指数
 $W_{u i}$ … u月の i 品目のウェイト
 （季節品目については、「キ 月別総合（類別）価格指数の算出における季節品目の取扱い」参照）

(イ) 年平均価格指数（全国）

a 品目別価格指数

$$I_{t i} = \frac{P_{t i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t i}$ … t年における i 品目の価格指数
 $P_{t i}$ … t年における i 品目の価格

b 総合（類別）価格指数

$$I_t = \frac{\sum_i I_{t i} \cdot W_i}{\sum_i W_i}$$

I_t … t年における総合（類別）価格指数
 W_i … i品目のウエイト

キ 月別総合（類別）価格指数の算出における季節品目の取扱い

季節品目については、調査品目ごとに出回り期間内の月の価格のみを調査することとし、出回りのない月は、次のように一部の品目で保合処理を行った。

(ア) 農産物価格指数

調査品目ごとに出回りのない月はウエイトが0となるため指数計算から除外される。

ただし、「麦」、「雑穀」及び「豆」は、調査品目ごとに、直近の出回り期間の月別価格指数と年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウエイトの加重平均により算出した価格指数を、それぞれ出回りのない期間（麦：11月から5月まで、雑穀：1月から8月まで、豆：8月から9月まで）に保合して、月別総合（類別）価格指数の算出に用いた。

(イ) 農業生産資材価格指数

「種苗及び苗木」に属する品目については、品目ごとに直近の出回り期間の月別価格指数を単純平均した指数、「賃借料及び料金」に属する品目については、直近の出回り期間の最終月の指数を、それぞれ出回りのない期間に保合して、月別の総合（類別）価格指数の算出に用いた。

11 農作物価指数の平成27年（2015年）基準改定について

平成29年6月分の公表より平成22年基準から平成27年基準に切り替えた。なお、平成27年基準改定の概要は、以下のとおりである。

(1) 改定の要旨

政府及び関係機関で作成する主要経済指標の一つである本指数の基準時については、他の経済指標と同様に、指数の基準時に関する統計基準に基づき5年ごとに行っている。

平成27年（2015年）基準改定においては、農産物の出荷動向や農業生産資材の使用状況を的確に指数に反映させるため、基準時及びウエイトを平成22年基準から平成27年基準へ改定するとともに、品目の追加・削除を行うなど所要の改正を行った。

(2) 改定の概要

ア 指数の基準時及びウエイトの参照年次の改定

指数の基準時及びウエイトの参照年次を、平成22年から平成27年へ改定した。

イ 指数採用品目の見直し等

農産物、農業生産資材それぞれについて、品目別価格指数の連続性を考慮し、前基準（平成22年基準）の指数採用品目を基本として、農産物の出荷動向や農業生産資材の使用状況を指数に反映させるため、追加又は削除する品目について以下の基準で検証・見直しを行った。

<基準>

農産物 : 平成27年農業産出額の総額に占める農産物の指数採用品目の累積割合がおおむね9割をカバーする品目。

農業生産資材 : 各種資料等により出荷量・金額や生産量の動向を踏まえ、農業経営において使用割合が大幅に増加したと思われる品目を追加し、製造中止な

どにより5年間継続して調査することが困難と思われる品目を削除。

- (ア) 農産物生産者価格については、上記の基準に基づき指数採用品目を検討した結果、みずな、たけのこを新たに採用し、指数採用品目は122品目となった。
- (イ) 農業生産資材価格については、上記の基準に基づき指数採用品目を検討した結果、農業薬剤6種類（アセフェート粒剤、ホスチアゼート粒剤、エマメクチン安息香酸塩乳剤、フルアジナム水和剤、アゾキシストロビン水和剤、イマゾスルフロン・ピラクロニル・プロモブチド粒剤）を新たに採用し、農業薬剤5品目（アセフェート水和剤、アセタミプリド水溶剤、プロベナゾール粒剤、ピロキロン粒剤、シラフルオフェン・フェリムゾン・フサライド粉剤）及び建築資材1品目（塗料）を削除したことから、指数採用品目は141品目となった。

ウ ウエイトの作成

農産物価格指数及び農業生産資材価格指数の総合（類別）価格指数の算出に用いる類別及び品目別ウエイトについては、平成27年の農業経営統計調査経営形態別経営統計（個別経営）結果により作成した。

12 新旧指数の接続

平成27年以前の年平均価格指数については、時系列比較が可能となるよう平成22年基準（接続）指数をリンク係数により除して平成27年基準接続指数とし、新旧指数の接続を行った。

$$\text{平成27年基準接続指数} = \text{平成22年基準の年平均価格指数} \div \underbrace{\frac{\text{平成22年基準の平成27年平均価格指数}}{\text{平成27年基準の平成27年平均価格指数} (=100)}}_{\text{リンク係数}}$$

13 目標精度

本調査は、有意選定のため目標精度は設定していない。

14 用語の解説

(1) 農産物価格指数

農業経営体（農家）が販売する個々の農産物の生産者価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに11の類別にまとめて作成している。

(2) 農業生産資材価格指数

農業経営体（農家）が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに12の類別にまとめて作成している。

15 利用上の注意

(1) 記号について

統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「－」 : 事実のないもの

「…」 : 事実不詳又は調査を欠くもの

(2) 品目別平均価格について

品目別の平均価格は、指数算定上の基礎資料として作成しているもので、調査銘柄の変更に伴い価格の連続性が保てないこともあるため、利用に当たっては十分留意されたい。

(3) 本統計の累年データについて

農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」の「農業物価統計調査」で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noubukka/index.html#r> 】

なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせします。

(4) 転載について

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「農業物価統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

16 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電 話：(代 表) 03-3502-8111 内線(3635)

(直 通) 03-6744-2042

F A X : 03-5511-8772